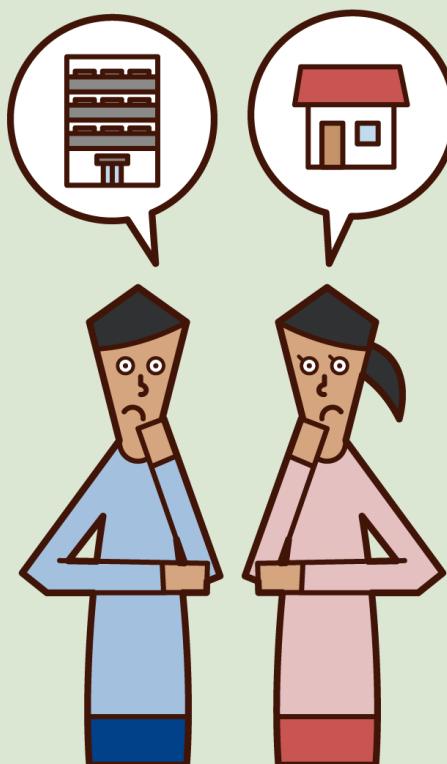


知的障がいのある方のための
住まいのガイド



それぞれが選べる社会へ

いろんなタイプのグループホーム アパート 自宅
シェアハウス サービス付き障がい者住宅 高齢者住宅

はじめに

親と同居している障がいのある方にとって、親なき後の住まいの問題は検討しなければならない優先課題です。

障がいのある方が選べる住まいの場にはどのようなものがあるのか。横浜市の場合はどうなのかななど、ほとんどの方は、適切な情報を得ることを難しく感じておられるのではないかでしょうか。

このガイドブックは、NPO 法人つなぐが今年度、日本福祉弘済会助成金を得て取り組んだ「障がい者の住まいの研究」の成果に基づきまとめたものです。障がい者の住まいとして期待されているグループホームを中心に、様々なタイプ住まいについて研究を行いました。グループホームについては横浜市内を対象に調査を実施しました。その結果、自立度の高い方を意識した移行型のグループホームから重度化・高齢化に対応するものまで、多様なホームがあることがわかりました。

また、親御さんの住まいに関する意識調査も実施しました。その結果、入所施設やグループホームの入居を念頭には置いているものの、情報を得る機会が少なく、具体的に考えられない方が多いこともわかりました。

住まいの資源が足りていないという大きな問題はありますが、まずは、どのような住まいの選択肢があるのか、全体像を把握することが大切だと考え、ガイドブックを作成することになりました。当事者はもちろん、ご家族の皆様のお役に立てれば幸いです。

調査にご協力いただいたご家族、事業所、グループホームの皆様に感謝致します。

2022年3月

NPO 法人つなぐ

研究担当



西田ちゆき・五十嵐ゆかり

目次

「障害者総合支援法」に基づいて運営されている住まい -----p1

- 入所施設..... p 2
- グループホーム..... p 4
 - 介護サービス包括型..... p 6
 - 外部サービス利用型..... p 8
 - 日中サービス支援型..... p 9
 - サテライト型住居..... p10

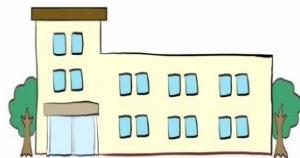
「障害者総合支援法」以外の住まいの可能性 -----p11

- サービス付き障がい者住宅.. p12
- 高齢者住宅..... p13
- シェアハウス..... p14
- 1人暮らし(アパート)..... p15
- 1人暮らし(自宅)..... p16

令和3年度「住まいの調査研究」の報告 -----p17

- グループホーム事情..... p18
- 住まいのレポート..... p20
- 家族の意識調査..... p22
- 親あるうちの備え..... p25

「障害者総合支援法」に基づいて運営されている住まい▶



□入所施設（障害者支援施設）



□グループホーム

□介護サービス包括型

□外部サービス利用型

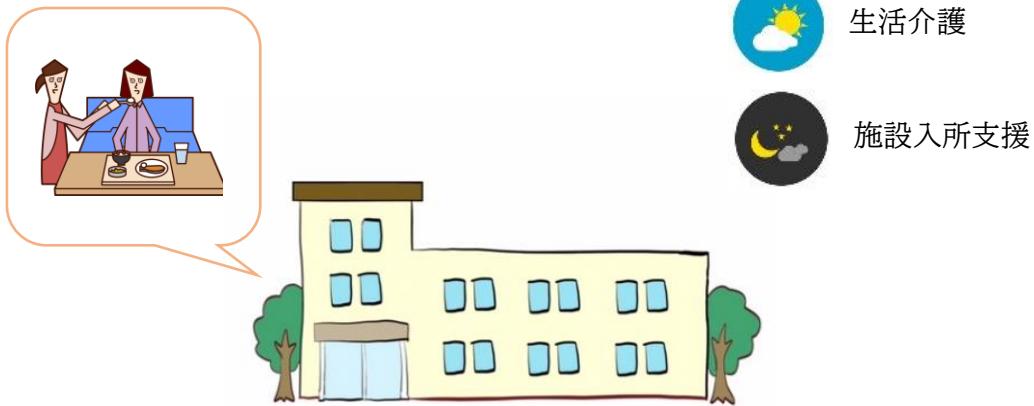
□日中サービス支援型

□サテライト型住居

入所施設

手厚さ★★★★★
家庭的★
自由さ★

施設内に支援スタッフが常駐しており、24時間、365日、食事、入浴、排せつなどサービスを受けることができます。



生活介護



施設入所支援

入所施設って？

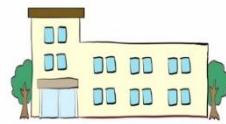
障害支援区分※¹4以上（50歳以上は区分3以上）の方が対象。日中も施設で過ごしている方が多いですが、別の生活介護事業所等に通所も可能です。

建物や間取りは？

個室でユニット制※²のところが多くなっています。居室は個室で4.5～7畳くらい、洗面・トイレ・バス共用です。その他の共用スペースは、食堂、作業室、相談室、訓練室等があります。

職員さんは？

「施設長」「生活支援員」「サービス管理責任者」の他、日中のサービスによって「医師（嘱託医）」「看護職員」「理学療法士」等の職員がいます。「栄養士」や「調理師」がいるところもあります。



入所施設

月々、いくらかかるの？

施設利用料は一割負担ですが、低所得者は免除となります。食費、水道光熱費は実費で、施設によって違いますが、約4万円（上限あり）くらいです。個別の日用品等は別途かかります。年金生活者は少なくとも25,000円残るように補足給付が受けられます。

外部サービス（ヘルパー）の併用は基本的にはできず、利用の場合は自費になります。

check

国は施設から地域への移行を推進しています。

グループホームなどへ移行するための訓練施設（通過型施設）の機能を重視しています。入所後、本人の状況をみてグループホーム等に移行することができます。

ヨコハマ

横浜市内に2021年度時点で25施設設置されていますが、施設からグループホームへ移行する人が増えています。横浜市は、令和元年～令和5年度末までに87人移行し、市内全入所者数を23人減少させることを目標としています※3。そんな状況なので、入所するのは、緊急性がある人や家族のサポート力がない人が優先となります。

※1 障害支援区分は「非該当・区分1～6」の7段階あります。最も支援が必要な人は「区分6」です。支援の必要性を判断するため市町村が認定します。

※2 複数の利用者が一緒に生活する単位のことです。通常は、1ホーム=1ユニットです。

※3 「第4期横浜市障害者プラン」より。

グループホーム (共同生活援助)

障がいのある人が集まって、一軒家やアパートなどで世話人などの支援を受けながら一緒に暮らします。



グループホームって？

「障害者総合支援法」に基づき、地域の中で共同生活を行う住まいです。

施設から地域移行への受け皿や、親亡き後も地域で暮らせるよう整備が進められています。

身体・知的・精神・難病患者が対象で、障害支援区分の入居条件はありませんが、区分認定と給付決定が必要になります。定員は1ユニット2~10人です（平均6名程度）。

建物や間取りは？

戸建てが多いですが、アパートやマンションタイプもあります。

居室は個室で4.5~6畳くらい、洗面・トイレ・バス共用がほとんどです。共用スペース（リビングや食堂）があります。

職員さんは？

「管理者」「サービス管理責任者」「世話人」「生活支援員」等の職員がいます。仕事や通所事業所に行くことを想定して創られたため、日中は職員がいないところがほとんどです。支援は、ホームによって異なりますが、職員1人体制が多いです。

月々、いくらかかるの？

住居費、食費、水道光熱費、日用品等は自己負担で、約5万円~8万円かかります。ホームによって違います。1万円の家賃補助があります。



グループホーム

どんなタイプがあるの？

グループホームは4つのタイプがあり、提供されるサービスが異なります。

【タイプ別の支援内容】

	食事	入浴	排せつ	夜勤職員	日中対応	外部サービス	詳細
介護サービス包括型	○	○	○	△	△	△*	p6
外部サービス利用型	○	×	×	△	△	○	P8
日中サービス支援型	○	○	○	○	○	×	P9
サテライト住居型	△	×	×	×	×	×	P10

※令和4年3月現在、経過措置で一部利用可能

○ … 対応

△ … ニーズに沿って検討してもらえる可能性がある

× … 対応していない

介護サービス包括型

手厚さ★★★
家庭的★★★
自由さ★★★

グループホームの職員が介護サービスを提供。
8割以上がこのタイプです^{※1}。

世話人



生活支援員



一戸建てが多い



どんな支援してくれるの？

食事・入浴・トイレ等の介護や食事提供・洗濯・掃除等の家事支援をします。
その他、相談や日常生活上の援助をしてくれます。

職員さんは？

「世話人」と「生活支援員」^{※2}がいますが、あまり区別はありません。実際はどちらかが1人で支援していることがほとんどです。平日は16時～翌10時位まで（日中はいない）、土日祝日はずつといろところが多いです。

グループホームによって、「平日の日中も支援あり」「朝/夕は2人体制」「夜間支援なし」等、ニーズや方針は様々です。

check

平日の日中は職員がいないので、体調不良等、日中活動ができない時は、家族がフォローすることもあります。

ヨコハマ

横浜市のグループホームのほとんどが「介護サービス包括型」で、「平日型（土日祝日は自宅で過ごす）」と「365日型」があります。中古物件は少なく、新築して開設したところが多いことや、全国に比べて社会福祉法人の運営が多く、株式会社の参入が少ないのも特徴です。

※1 厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 125回（R4.3.11）資料1より。

※2 介護サービス包括型を運営する場合（障害支援区分3以上の利用者がいる場合）生活支援員の配置が必要となります。

いろいろなタイプの建物

同じ「介護サービス包括型」にも様々な建物のタイプがあります。

中古戸建



家賃やすい！

中古住宅をリフォームしてグループホームにしているタイプです。設置基準に合わせてリフォームすることで使い勝手がわるくなることもあります、家賃は比較的やすいです。

新築戸建



設備がいい！

グループホーム用に新築するタイプです。オーナーが建てて運営法人に貸すことが多いです。中古に比べ、家賃が高めだったり、立地が悪いこともありますが、設備が整っています。

アパート



プライバシーを保てる！

一般的のアパート型や、玄関共用で各部屋にキッチン・バス・トイレ付きのタイプもあります。1部屋が宿直の職員用や交流スペースになっています。プライバシーを保ちたい方に人気です。

マンション



1人暮らしが不安な人向け！

マンション一棟や、マンションの一部を借り上げているタイプ等があります。いずれも交流スペースがあることが設置の条件です。一人暮らしがしたいけれど不安な人におすすめです。

外部サービス利用型

手厚さ★★★
家庭的★★★★
自由さ★★★★★

外部の事業所のヘルパーが介護サービスを提供。
介護の必要がない軽度の人の利用が多い。

世話人



外部ヘルパー



外部サービス利用型って？

「世話人」が食事提供や家事援助、相談を行います。

食事・入浴・トイレ等の介護が必要な場合は、グループホームが委託契約をしている外部のヘルパーが行います。

「外部サービス利用型」の利用者数は全体の1割ほどと少なく※実際は、介護を必要としない方の利用が多いです。



基本報酬が少ないこともあるって、グループホーム数が年々減っています。



横浜市には、令和3年度時点で「外部サービス利用型」として運営しているグループホームはありません。

※厚生労働省　社会保障審議会障害者部会125回（令和4年3月11日）資料1より。

日中サービス支援型

手厚さ★★★★★
家庭的★★★★★
自由さ★★

重度化・高齢化に対応するためにできた新しいタイプ。
24時間介護サービスが受けられます。



日中サービス支援型って？

日外出が難しい利用者にも対応できるように、平成30年に新しく制度化されたグループホームの類型です。1つの建物に20人（2ユニット）まで入居が認められています。短期入所の部屋（1～5名）が併設されています。全国の利用者数は、グループホーム全体の4%※1ほどです。

職員さんは？

「世話人」や「生活支援員」が24時間、365日います。
日中も職員はいますが、日中活動（生活介護等）の利用もできます。
看護師がいたり、医療的ケアができたりするところもあります。

check

規模が大きくなると、家庭的な雰囲気はつくりにくいです。

ヨコハマ

横浜市には、まだ2ホームしかありません※2。「介護サービス包括型」でも重度化・高齢化への対応に取り組まれていますが、今後ふえることが期待されています。

※1 厚生労働省 社会保障審議会障害者部会125回（令和4年3月11日）資料1より。

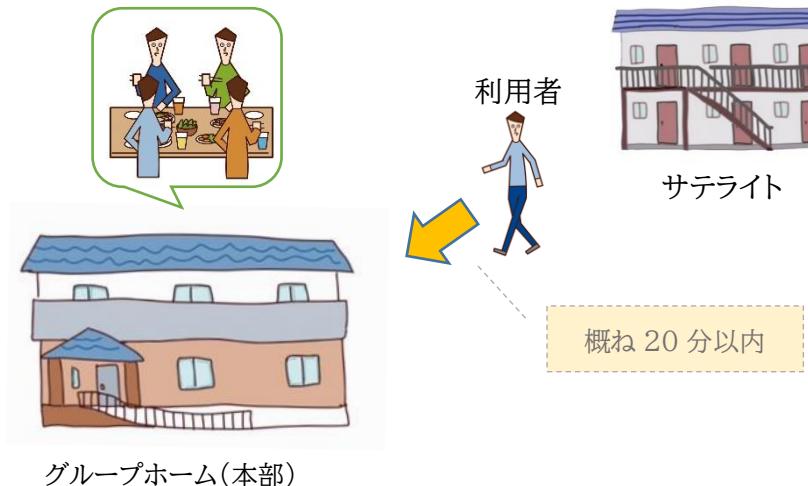
※2 「障害福祉のあんない2021」では1ホームの記載。

「障害福祉情報サービスかながわ」の検索結果で2ホーム（令和4年3月現在）。

サテライト住居型

手厚さ★★★
家庭的★★★
自由さ★★★★★

グループホームから少し離れた場所にあって、支援を受けながら一人暮らしに近い生活ができる住居。



サテライト住居型って？

母体となるグループホームから、食事提供や相談支援が受けられます。
原則3年以内に一般の住宅へ移行することが目標です。
サテライトのアパートを本人契約に切り替えてそのまま住み続けることもあります。



グループホームは職員一人体制のことが多いので、サテライトまで巡回する余裕はなく、管理や緊急時の対応が難しいとの声もあります。



知的障がい者のサテライト住居型はまだあまりありません。精神障がいの方の利用が多いようです。

「障害者総合支援法」以外の 親なき後の住まいの可能性 ►

宿直付き



□いわゆる
サービス付き障がい者住宅



□高齢者住宅



□シェアハウス



□一人暮らし

□賃貸アパート・マンション



□住みなれた自宅

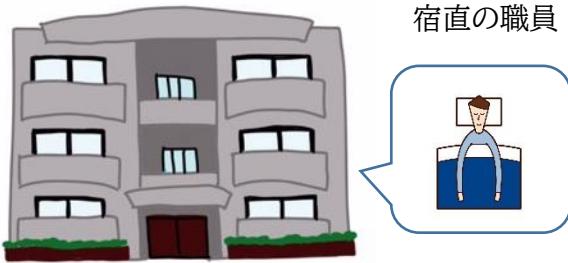
制度外の住まい

いわゆる

サービス付き 障がい者住宅

宿直付きワンルームマンション。軽度の方以外でも、
外部のヘルパーを利用しながら暮らすことも可能。

手厚さ★
家庭的★
自由さ★★★★★



サービス付き障がい者住宅って？

障がい者専用の賃貸住宅で、宿直付きのワンルームマンションになります。
サービス付き高齢者住宅のように家賃を払えば「住む権利」があります。
居室はワンルームマンション形式で、廊下を共有しているところもあれば、
普通のアパート形式のところもあります。

職員さんは？

「宿直」の職員さんが、夜間の緊急時の対応をしてくれます。



制度外の新しい住まい方として注目を浴びていますが、まだ全国的にも
少ないです。



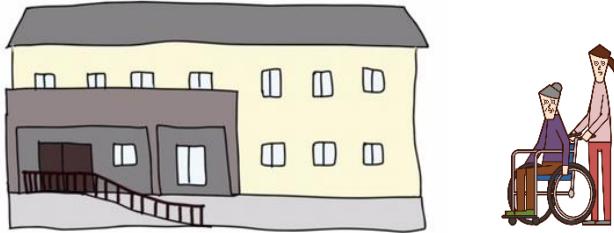
横浜市では、ワンルームマンション形式のグループホームはありますが、
制度外の住宅は残念ながら情報が得られませんでした。

高齢者住宅

制度外の住まい

手厚さ★★
家庭的★★
自由さ★★★★★

介護保険の利用ができる年齢になると、障がいのある人
でも入居できる高齢者施設があります。



高齢者住宅って？

高齢者（60才以上）を対象とした住宅で、見守りサービスが付いた「サービス付き高齢者住宅」や、生活支援サービス等を提供する「住宅型有料老人ホーム」等があります。介護サービスが必要な場合は外部サービスを利用できます。

40才以上60才未満でも要介護認定されれば入居可能な場合があります。

	障がいの程度	サービス（契約方式）	居室・最低面積
サービス付き高齢者住宅	軽度の方向け	スタッフによる安置確認、生活相談（賃貸借契約）	居室にトイレ、風呂、キッチン 原則 25 m ² =約 16 畳以上の広さ
住宅型有料老人ホーム	中度から軽度の方向け	生活支援、健康管理、食事の用意（利用権方式）	トイレ、風呂、キッチンなど共用の住宅もある 13 m ² =約 8.5 畳以上の広さ

check

障害者制度上の住まいに比べ利用料が高くなります。さらに、外部の介護サービスを利用する場合、低所得者でも1割の自己負担です。

ヨコハマ

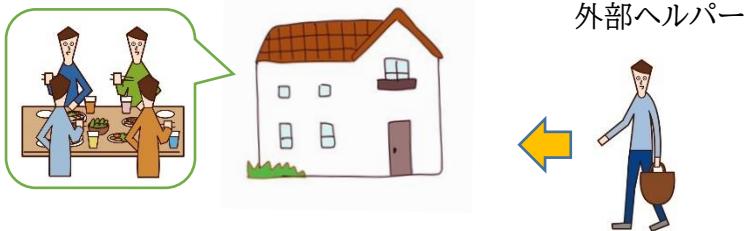
横浜市内に障がいがある方が入居できる高齢者住宅はありますが、問い合わせる必要があります。

制度外の住まい

シェアハウス

障がいがある方が数名で大きめの家を借り、共同生活をする住まい。

手厚さ★★★
家庭的★★★★★
自由さ★★★★★



障がいのある方のシェアハウスって？

必要な支援はヘルパーから受けながら、みんなが協力し、役割を持ちながら暮らしています。障がいのある方だけのものから、障がいがない方も一緒に暮らしているシェアハウスもあります。中古物件を制度上の規定なしに有効利用できます。

check

主に社会福祉法人やNPO法人で運営し注目されていますが、全国的にまだ少ない試みです。制度外といえども、行政と相談しながら運営しています。信頼できるヘルパー事業所があることがポイントです。

ヨコハマ

横浜市にもグループホームの前身としてシェアハウスを運営していた法人がありましたが、現在は中古住宅を改築してグループホームになっています。シェアハウスは制度上の報酬がないので運営・管理に課題があります。

民間の賃貸アパートやマンションで一人暮らしや、パートナーと同居したい方向けです。



一人暮らしへ大丈夫？

いきなり一人暮らしが不安な人は、サテライト型住居のグループホームや、宿泊型自立訓練※1で自立支援を受けることが可能です。自立生活援助※2という支援も受けられます。アパート探しは居住支援協議会※3がサポートしてくれます。必要に応じてヘルパーの支援を受けることもできます。

check

トラブルにならないよう、大家さんや近隣住人の理解が必要となります。

ヨコハマ

横浜市は、独自に自立生活アシスタント事業※4を行っています。通称「自アシ」と呼ばれています。横浜市内で、重度の知的障がいのある方でアパートに一人暮らしをされている方もいます。通所先、ヘルパー、計画相談、成年後見人で連携して支援しています。また、行動障がいの方で重度訪問介護※5を利用して一人暮らしをされている方もいます。

※1 宿泊施設を利用しながら、自立に向けて家事等の生活の能力の向上や生活に関する相談等の支援を行います。期間は原則2年です。通所型もあります。

※2 単身等で生活する障がいをお持ちの方が地域生活を継続するために、支援者が月に2回以上の定期的な訪問や、トラブルの際に必要な助言をします。期間は原則1年です。

※3 障がい者、高齢者、外国人、低所得者、子育て中の方など、住まい探しを支援するための団体です。住宅はもちろん、保証人の相談にものってくれます。

※4 単身等で地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な場面で、訪問等による相談・助言やコミュニケーション支援を行います。

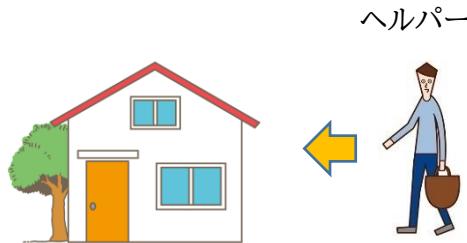
※5 重度障がいのある方の自宅に訪問し、生活全般における手厚い援助を総合的に行います。

制度外の住まい

住み慣れた自宅で一人暮らし

手厚さ★★
家庭的★★
自由さ★★★★★

親亡き後も、ご本人が住み慣れた自宅で暮らしたい
と望んでいる場合、選択肢の1つとなります。



自宅で一人暮らしできる？

集団生活や狭い住居が苦手な人、環境を変えたくない人は、親亡き後も自宅に住み続けるという選択肢もあります。支援体制を整えることが最大のポイントになります。

(例1) 軽度の方で少しの在宅支援があれば一人で暮らせる人

支援者：ヘルパー、就労先職員、計画相談、成年後見人、近所の人等
(家事援助や服薬管理などはヘルパーにお願いします。)

(例2) 重度の行動障がいがある人

支援者：ヘルパー（重度訪問介護）、通所先職員、計画相談、行政
医療関係者、成年後見人等
(日中活動以外の時間は重度訪問介護のヘルパーが付きます。)

check

本当に本人が望んでいるのか、他の住まいの検討や体験をして見極めながらにしましょう。将来に備えて支援体制をつくることが大切になります。若い時に自宅の近くでアパート暮らしをするのも良いでしょう。
重度訪問介護利用のルールは国が定めています。市町村の窓口に相談しましょう。

令和3年度 「住まいの調査研究」の報告

□グループホーム事情

横浜市内の知的障がいのグループホーム（職員）に
アンケート調査をして、全国と比較しました。

□住まいのレポート

新しい取り組みをしている障がい者の住まいの
見学や聞き取りをしました。

□家族の意識調査

障がいのある方のご家族に住まいについて
アンケート調査をしました。

□親あるうちの備え

親なき後の住まいへの移行に備えることを
まとめました。

… 全国のグループホーム事情 …

利用者は入所者数を超す

グループホームは、入所施設等から地域移行を推進するため整備が進められ、令和元年には施設入所者数を上回った。令和3年9月時点、利用者数は約15万人。▶右図



重度障害者の受け入れ体制整備

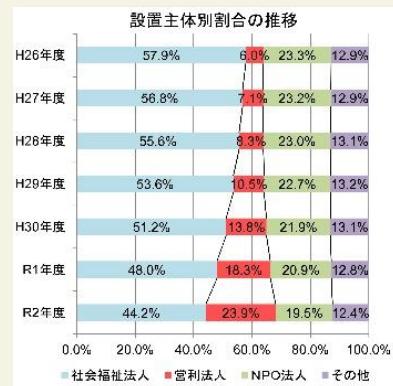
障害者が重度化・高齢化する中、グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備が課題であり、平成30年度新たに重度障害者に対応する「日中サービス支援型」を創設。令和3年度に「重度障害者支援加算」拡充。

地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援の機能をもつ場所や体制。緊急時における相談や短期入所等を活用し地域生活の安心感を担保する機能や、体験の機会の場の提供を通じて入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等の地域生活への移行をしやすくする機能等を地域の実情に応じて整備している。

支援の質の低下が懸念

近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない事業者の参入が多く見受けられ、支援の質の低下が懸念され、自己評価利用户評価の推進、第三者による外部評価の活用を検討している。



「通過型」の創設を検討中

本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする「通過型（期間3年間）」のグループホーム類型を新たに設けることを検討中。東京都ではすでに制度化されている。

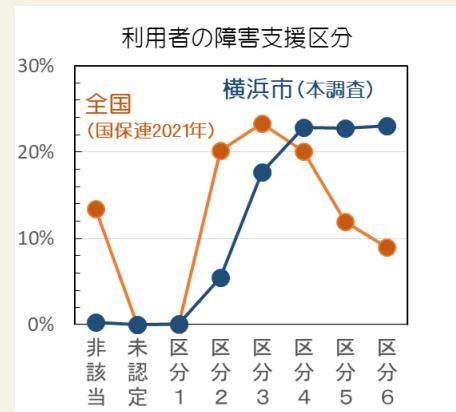
※このページは、厚生労働省 社会保障審議会障害者部会 第121回(R3.11.5)資料2、125回(R4.3.11)資料1をもとに作成しています。

… 横浜市のグループホーム事情 …

横浜のグループホーム像

横浜市のグループホームは、全国と比べて

- 1.新築(多い) ⇄ 中古(少ない)
- 2.戸建て(多い) ⇄ アパート型(少ない)
- 3.社会福祉法人(多い) ⇄ 株式会社(少ない)
- 4.自己負担額(家賃等)が高め
- 5.1ホームの利用者人数は5、6人が多い
- 6.1階、2階で2ユニットが多い
- 7.障害支援区分4～6(多い) ▶右図



※このグラフは本研究より横浜市の知的障害者のグループホーム 115 ホーム(利用者数 724 人)の調査結果をもとに作成しています。

重度化・高齢化で人手不足が深刻

横浜市は全国に先駆けて、重度者・高齢者のグループホームの受け入れを促進してきた。

現在、さらなる重度化・高齢化により益々支援が必要になっている。調査では、職員より、人員不足や設備の面で今後の対応への不安の声が多数あがっていた。

また、加齢に伴う身体機能低下や疾病で退去せざるをえない状況も少なくない。

人材確保が課題ではあるものの、今後、重度化・高齢化対応の「日中サービス支援型」のグループホーム開設を視野に入れている事業所もあった。

横浜市内の設置数には地域格差がある

グループホームの充足度の目安として、各区における1ホームあたりの愛の手帳保持者数(18才以上)を比較すると、

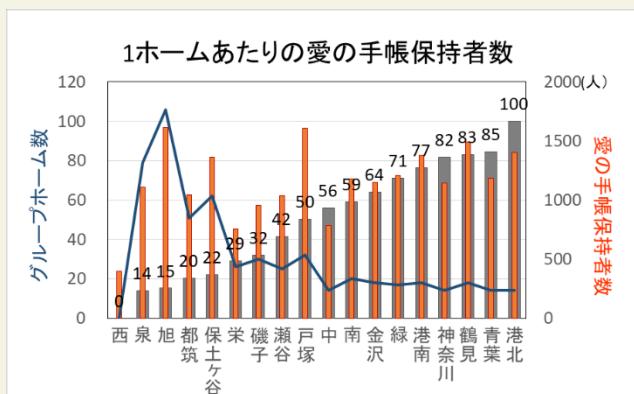
泉 区… 14 人/ホーム

港北区…100 人/ホーム

と地域の差は大きい。▶右図

横浜市のグループホーム(知的)の3割は歴史ある3法人で担っている。それらの法人が主に設置している区はグループホームが多い。地域格差は地価の影響もあるがそれ以上にそれらの法人が関係性を構築してきた地域に設置が集中した影響が大きいと考えられる。

「第4期横浜市障害者プラン」では、毎年、グループホームの利用者数を200人ずつ増やしていく計画はあるが、地域格差への言及はない。どの区においても、誰もが住み慣れた地域で継続して住まえるよう今後に期待したい。



※このグラフは横浜市「障害福祉のあんない 2021」と「第100回横浜市統計書」(2020)をもとに作成しています。

※本研究の「グループホーム調査」結果の詳細は、別途、報告書にまとめています。



住まいのレポート(1)



①サービス付き障がい者住宅（京都市）



集団生活が難しい自閉症の方とオーナーとの縁があり、2018年、宿直付きワンルームマンション型の住まいの設立に至った。入居者は30代～50代。一般就労をされている方から障害支援区分5～6の方もいる。同法人の居宅サービスと各自が契約し、個々に合わせた支援を受けている。また、1階は同法人のグループホームになっていて、そこから配食サービスがあるのも安心だ。軽度の人や、集団生活が難しい人・したくない人にも住みやすく、運営側も制度に縛られない自由さがある。賃貸契約は住まう権利をもつ住まいとしても注目したい。

②様々なタイプのGHを作り続ける法人



住まいの選択肢として、「自立型」「高齢対応型」「重度対応型」「自閉症対応」「完全自立アパート型」など様々なタイプのグループホームを展開。令和4年2月現在、入居者数は130人。「高齢対応型」にはリフト付浴槽、「重度対応」には日中支援があり、「自閉症対応」には床や壁も音が響かない素材、浴室やトイレの窓はインプラスを設置（声出し・パニック対応）等、ハード面・ソフト面で工夫。子育て世代の職員が働きやすい制度を積極的に設けている。今後も周辺地域3区内のニーズに合わせ、設立を継続していく予定ということだ。

③都市型複合型施設内にある入所施設



この施設は、市と社会福祉法人が協同運営を行う複合福祉センター（8階建て）で2021年に開設された。入所施設はその4階、5階エリアにある。他の階には、地域リハビリテーション（年齢や疾病・障害の種別を問わないケアシステム）、特別養護老人ホーム、巡回ステーション、保育園などがある。地域移行を基本コンセプトに、知的・身体・精神障がいがある方や医療的ケアの必要な方も利用可能。短期入所・宿泊型自立訓練施設も併設している。ビルの閉塞感は否めないが、様々な機関が集約され連携がしやすい環境と言える。



見学に行きました。



オンラインでヒアリングしました。



住まいのレポート(2)



④障がい者も住める住宅型高齢者住宅（大阪府）



木造2階建、全51室、個室(トイレ・洗面付)、食堂ありの住宅型有料老人ホーム。51名中、18名の障がい者の入居あり(2022/1/5時点)。障害支援区分4、5の方、区分4は精神障がい者が大半。必要なヘルパーは外部に個別依頼をしている。家賃は118,000円(食費・管理費等は込み)と障がい者グループホームに比べると少し高め。職員は高齢者に携わってきた人が多いため、最初は障がい者の支援に戸惑いがあったが、定期的な研修を通して障がいのある方の理解を深め、次第に慣れてきたという。

⑤自立支援に注力するグループホーム



一人暮らしを目標に生活スキルを身につけるためのグループホーム。棟4名(1名は重度者)+サテライト型住居1名。代表はこれまで教員として障がいがある生徒に接し、その後、ジョブコーチとして一般企業で障害者支援に従事してきた。就労可能で、自立できる可能性があるにもかかわらず、一人暮らしの機会が失われている方を目の当たりにし、通過型のグループホームを立ち上げるに至った。入居者は自炊で、順番にキッチンを譲り合って調理。週末はそれぞれに余暇を過ごし自宅に帰ることは少ない。サテライト型ではトラブルもあったが大家さんと信頼関係を築き、自立に向かっている。

⑥全国展開しているグループホーム



「住まいで困っている障がい者が『0』の社会を創る」をコンセプトに住まいのインフラとなり、どこでも「同じ」という安心のSI品質の確立を目指している株式会社。2021年9月時点で関東を中心に109ホーム、ニーズに応える形で日中型サービス支援型を中心に展開。各自治体と1年かけて信頼関係を構築するというが、横浜市にはまだ「介護サービス包括型」が1ホームのみ。明確で画一化された運営管理体制、入居者の相性が合わない場合は、他のホームに転居することが可能等。多くのグループホームを運営するメリットは大きい。常時複数の職員がいて全て女性というのが印象的であった。



見学に行きました。



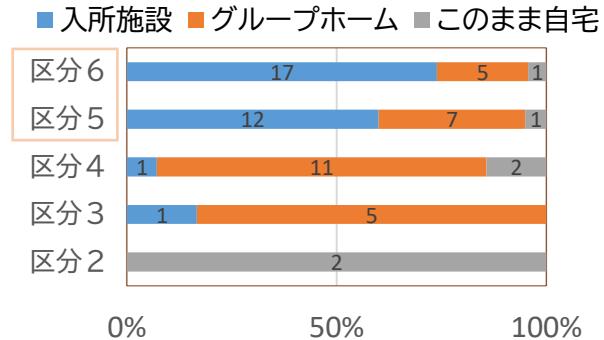
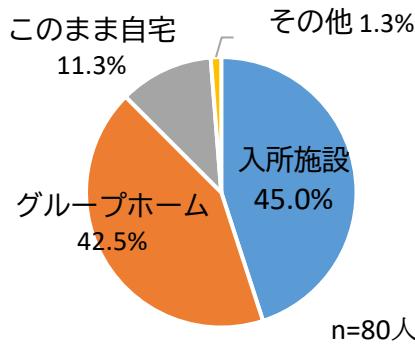
オンラインでヒアリングしました。



「家族の意識調査」結果 ①

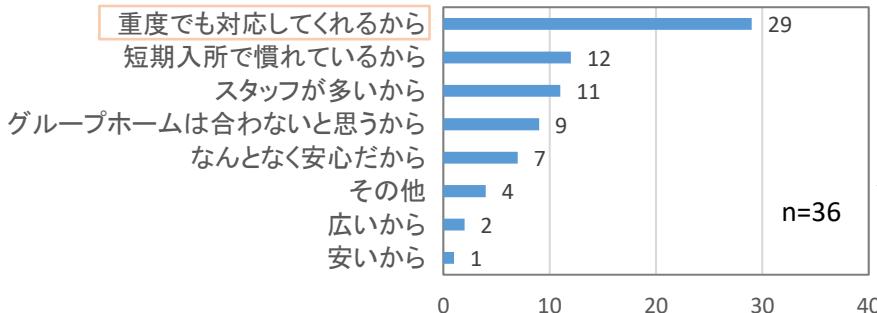
～家族が希望する住まい～

自宅で同居しているご家族に「将来、希望する本人の住まい」についてお聞きしました。（横浜市の生活介護事業所（8）、就労継続支援B型事業所（1）のご家族80人）

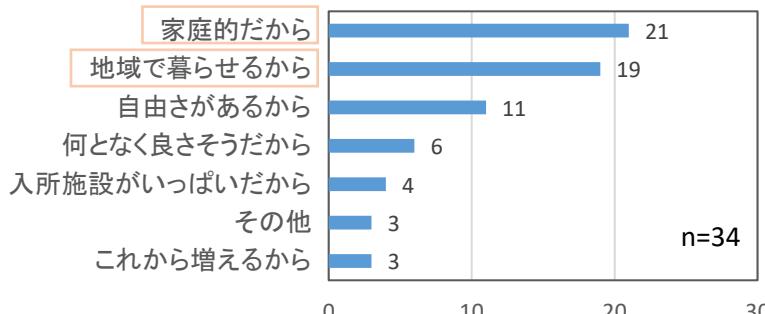


障害支援区分5、6のご家族の約7割は「入所施設」を希望していることがわかりました。

「将来、希望する本人の住まい」を選んだ理由についてお聞きしました。



「入所施設」を選んだ理由は、「重度でも対応してくれるから」が一番多く、全体の約8割でした。（複数回答）



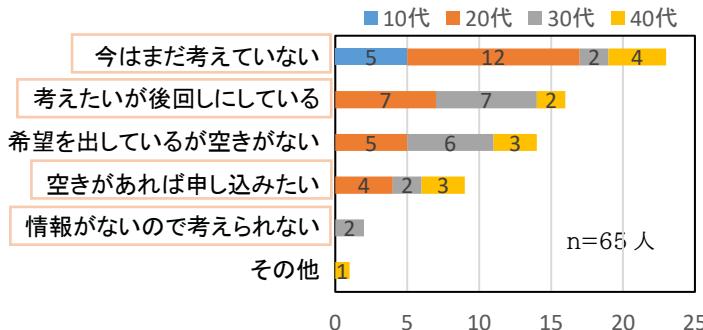
「グループホーム」を選んだ理由は、「家庭的だから」「地域で暮らせるから」「自由さがあるから」が多い結果でした。（複数回答）



「家族の意識調査」結果 ②

～住まいの検討状況～

自宅で同居しているご家族に「住まいの検討状況」と「検討する上で不安や困っていること（自由記述）」について聞きました。



本人の将来の住まいについて、「希望を出しているが空きがない」が20代・30代の家族を中心に2割ほどいますが、それ以外の8割近い家族は、本人の将来の住まいについて、具体的に考えていない状況でした。

(不安なこと)

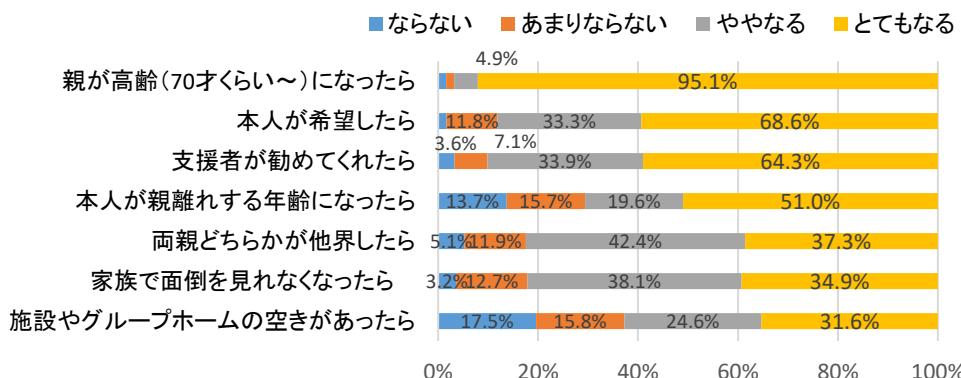
- 両親が高齢で対応できなくなった時。
- 住み慣れた地域で入居できるか。
- 本人が家以外で穏やかに暮らせるか。
- 職員にどこまで見てもらえるのか。

(困っていること)

- 施設やグループホームに空きがない。
- 本人が「自宅が良い」と思っている。
- 相談先がわからない。

いきなり環境や対応が変わることへの不安や、空きや相談先がないことに困っているという結果でした。

「入居・入所を決める後押しになること」について聞きました。（4段階評価）



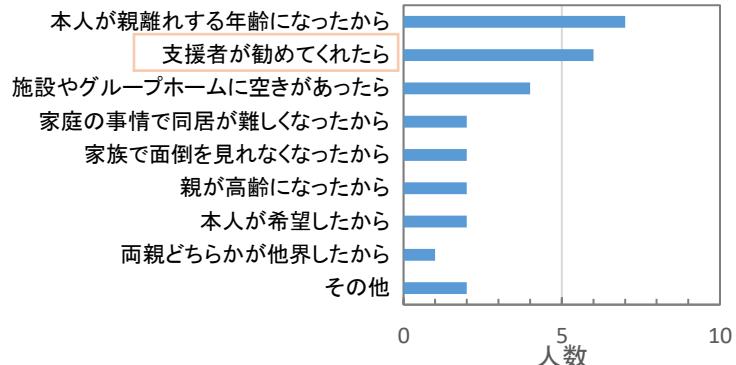
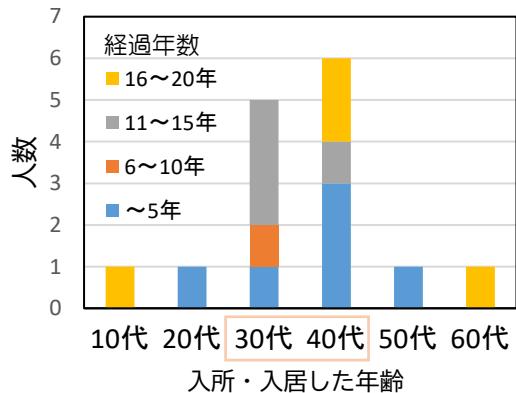
後押しに「とてもなる」ことは、「親が高齢になったら」が最も多く、次いで「本人が希望したら」「支援者が勧めてくれたら」が多い結果でした。親の高齢化以外では、**家族ではない誰かの意思や勧めがあると決めやすい状況**であることが伺えます。一方、「空きがあったら」は少なく、たくさん空きがあって選択できる状況が重要だとわかりました。



「家族の意識調査」結果 ③

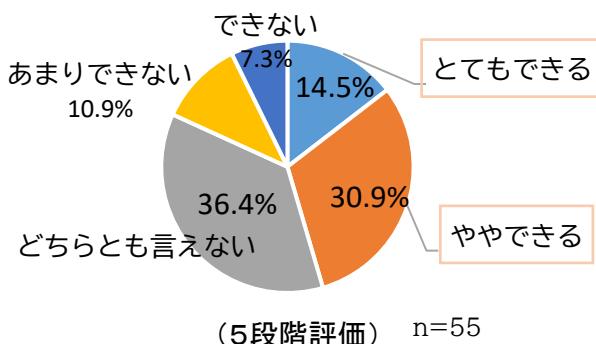
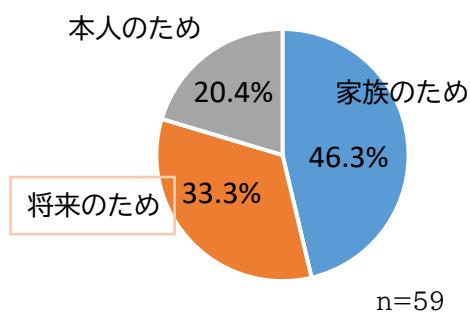
～入居・入所の年齢ときっかけ～
～短期入所の利用目的とイメージ～

入所・入居されている方のご家族に、「入居・入所された年齢」と「入居・入所に至ったきっかけ」について聞きました。



入所・入居したのは「30代」「40代」が多く、入居・入所に至ったきっかけは、「本人が親離れする年齢になったから」の後に多かったのが「支援者が勧めてくれたから」でした。

「短期入所」を利用されている方のご家族に、「利用目的」と、「利用した時に離れて暮らすイメージができるか（5段階評価）」を聞きました。

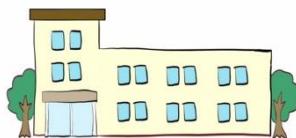


約3割の家族が短期入所を「将来のため」に利用し、半数近い家族が、短期入所の利用で「自立のイメージ」が「とでもできる」「ややできる」という回答でした。

～親あるうちの備え～

おすすめサービス①

短期入所



短期入所って？

自宅で暮らす障がいのある方の家族が病気等で介護できなくなった時や、家族のレスパイト（休息）が必要となった時、一時的に障害者支援施設（入所施設）等に短期間入所し、必要な支援を受けることができるサービスです。グループホームや通所施設に併設していることもあります。

check

短期入所の利用には、サービスの支給申請が必要です。まずは区役所に相談してください。実際の利用については、別途、短期入所の施設への申し込み・契約が必要です。利用料は原則1割負担（収入に応じた減免あり）で、食費や光熱費は実費となります。

ヨコハマ

横浜市では、地域活動ホームでショートステイができます。初めて方は一泊のショートステイから始めましょう。入所施設の短期入所は予約が混雑していますが、市内には比較的取りやすい施設もあります。グループホームの短期入所は難しい状況ですが、グループホームタイプの短期入所施設も開設し始めています。また、今後「日中サービス支援型」グループホームが増えると、グループホームでの短期入所も可能になります。

短期入所の経験が、いざという時、グループホームや入所施設への移行に役立ちます。ご家族も離れて暮らす心の準備ができます。契約手続きや宿泊の準備は面倒なのですが、将来のために早めの利用をお勧めします。



～親あるうちの備え～

おすすめサービス②

計画相談

計画相談って？

高齢者の介護保険というケアプランにあたります。

総合支援法では相談支援専門員がサービス等利用計画を作成します。相談支援専門員に依頼するには、指定特定相談支援事業所と契約を結び、区役所で計画相談支援の支給決定を受けることが必要です。

本人か家族がサービス等利用計画のセルフプランを作成することもできます。



check

相談支援専門員は、専門的な者からアドバイスをすることによって、サービスの選択肢の拡大につなげる役割をもっています。国がかけている地域生活支援拠点（障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援機能）の整備においても「相談」は重要な支援となっています。区内のグループホームの情報が提供されている場合もあります。親なき後に備え、セルフプランからの移行の検討をお勧めします。

ヨコハマ

横浜市は相談支援専門員が不足しており、セルフプランの割合が高いですが、相談体制の強化を図っています。横浜市のホームページ「障害者 相談支援」から事業者リストがダウンロードできるようになっています。是非、区内の相談事業所に問い合わせましょう。

今はまだ、住まいの資源が足りず、将来のことを考えづらい状況かもしれません。しかし、着実にグループホームや新しい住まい方の事例は増えています。ご本人の終の棲家と思わず、経験の場として、いつチャンスが来ても送り出せるように、よき相談者と共に準備しましょう。



知的障がいのある方のための
住まいのガイド

初版印刷 2022 年 3 月

発行者 NPO 法人つなぐ



発行所 〒230-0051

横浜市鶴見区鶴見中央 3 丁目 21 番 9 号

東建シティハイツ鶴見中央 202 号

☎ 045-717-6662

Fax 045-717-6668

✉ turumi@npo-tunagu.org

HP <http://npo-tunagu.org/>

イラスト KuKuKeKe フリーイラスト素材をお借りしています。

印刷 株式会社 相模プリント



知的障がいのある方のための
住まいのガイド

このガイドブックは、(公財)日本社会福祉弘済会からの助成金を得て発行されています。

Copyright @2022 NPOtunagu All rights reserved.